

京都府プレコンセプションケア推進に係る検討会設置要領

(目的)

第1条 京都府域においてプレコンセプションケアを推進するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府プレコンセプションケア推進に係る検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(組織)

- 第2条 検討会は、別表に掲げる委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は、選任された日から令和7年3月31日までとする。
 - 3 検討会の関係行政機関の職員がオブザーバーとして参加する。
 - 4 検討会には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 5 知事は、必要に応じて検討会を招集する。
 - 6 座長は、議事を運営する。
 - 7 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

- 第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。
- 2 委員は、検討会で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第4条 知事は、検討会において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 検討会は、原則として公開とする。ただし、検討会を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月22日から施行する。

別表

京都府プレコンセプションケア推進に係る検討会 委員等名簿

【委員】

氏名	所属
いけだ ゆみえ 池田 裕美枝	医療法人心鹿会 海と空クリニック京都駅前 院長
おおかわ きとこ 大川 聡子	関西医科大学看護学部地域看護学領域 教授
せきぐち ひさし 関口 久志	元京都教育大学 教授／一般社団法人“人間と性”教育研究協議会 幹事
ほそだ てつや 細田 哲也	一般社団法人京都府医師会 理事
わたなべ あいこ 渡邊 安衣子	公益社団法人京都府助産師会 理事

【オブザーバー】

京都府文化生活部人権啓発推進室
京都府文化生活部文教課
京都府文化生活部男女共同参画課
京都府健康福祉部家庭・青少年支援課
京都府教育庁指導部（保健体育課、高校教育課）
京都市教育委員会事務局（体育健康教育室）